

福岡市個人情報保護審議会運営要領 (案)

(平成3年12月2日付け審議会議決)
(平成17年9月12日付け全部改正議決)
(平成26年10月24日付け一部改正議決議)
(平成27年3月30日付け一部改正議決議)
(平成28年3月30日付け一部改正議決議)
(平成30年8月24日付け一部改正議決議)
(令和5年5月 日付け一部改正議決)

(趣旨)

第1条 この要領は、一、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例福岡市個人情報保護条例 (令和5年福岡市条例第8号平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。) 第3062条の規定に基づき、一、福岡市個人情報保護審議会 (以下「審議会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置等)

第2条 条例第2160条の審査請求部会のほか、一、 条例第2261条第1項に規定するその他の部会として、一、 特定個人情報保護評価部会 及び 一、 個人情報保護制度部会 及び 目的外利用等審査部会 を置く。

- 2 特定個人情報保護評価部会は、一、 特定個人情報保護評価に関する規則 (平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号) 第7条第4項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第106号) 第27条に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、一、 審議会に諮問された事件について調査審議する。
- 3 個人情報保護制度部会は、一、 条例の改廃又は個人情報の取扱いに関する運用上の細則個人情報保護制度の運用に関する重要事項について審議会に諮問された事件のうち、一、 特に審議会が必要と認める事件について調査審議する。
- 4 目的外利用等審査部会は、 条例第10条第2項第6号の規定により、審議会に諮問された事件について調査審議する。
- 5 前 2、3 項の部会は、一、 必要があると認めるときは、一、 その指名する委員に必要な調査をさせることができる。

(会長の専決)

第3条 条例第56条第2項第1号の意見を述べることのうち、審議会があらかじめ認める事項については、会長の専決とする。

(会議の公開)

第3.4条 審議会及び部会の会議は、一、 公開する。ただし、一、 会議が条例第2160条第 7、6 項本文又は福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第38条ただし

書の規定に該当するときは、 非公開とする。

- 2 審議会及び部会の会議の傍聴に関して必要な事項は、 別に審議会が定める。

(議事録)

第4.5条 審議会及び部会の議事録は、 会議の議題又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とする。

- 2 議事録は、 会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(審査請求審議不服審査の手続)

第5.6条 審査請求部会は、 審議会が条例第1449条第1項の諮問を受けたときは、 条例第2363条第1項及び第4項の規定により、 実施機関に対し、 相当の期間を定めて、 開示決定等、 訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（以下「対象保有個人情報」という。）の提示及び当該決定等の理由等を弁明した書面（以下「弁明意見書」という。）の提出を求めるものとする。ただし、 対象保有個人情報の提示を求める場合において、 当該対象保有個人情報の管理に支障が生じるおそれがあると認めるとき、 その他合理的な理由があるときは、 その写しの提示を求めるものとする。

- 2 審査請求部会は、 弁明意見書の提出があったときは、 条例第2565条第2項の規定により、 審査請求人及び参加人に対し、 原則としてその写しを送付するとともに、 条例第2363条第4項の規定により、 相当の期間を定めて、 当該弁明意見書に対する審査請求人の反論等を記した書面（以下「反論意見書」という。）の提出を求めるものとする。

- 3 審査請求部会は、 反論意見書の提出があったときは、 条例第2565条第2項の規定により、 実施機関に対し、 原則としてその写しを送付するものとする。

- 4 審査請求部会は、 審査請求人等から意見書（弁明意見書及び反論意見書を除く。）又は資料の提出があったときは、 前2項の規定に準じてこれを取り扱うものとする。

- 5 審査請求部会は、 対象保有個人情報に審査請求人等以外の第三者に関する情報が含まれている場合において、 必要があると認めるときは、 条例第2363条第4項の規定により、 当該第三者から口頭又は書面により意見を聴取するものとする。

- 6 条例第2464条第1項の規定により口頭で意見を述べることのできる者の数は、 5人以内とする。ただし、 審査請求部会が特に必要と認めるときは、 この限りでない。

(意見書等の閲覧等)

第6.7条 条例第2767条第1項の審査請求部会に提出された意見書又は資料（以下「意見書等」という。）の閲覧又は複写の求めは、 書面によるものとする。

- 2 前項の書面には、 次に掲げる事項の記載を求めるものとする。

- (1) 意見書等の閲覧又は複写を求める者の住所、 氏名（法人その他の団体にあつては、 名称、 所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）及び連絡先
- (2) 閲覧又は複写を求める意見書等の名称又は内容

(3) 閲覧又は複写の区分

- 3 意見書等の閲覧又は複写の求めがあった場合において、一、二 その諾否に係る審査請求部会の決定は、一、二 部会長が行うものとする。ただし、一、二 部会長が必要があると認めるときは、一、二 審査請求部会の会議に諮ってこれを決する。
- 4 前項の決定は、一、二 次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
- (1) 意見書等の閲覧又は複写を求める者の住所及び氏名
 - (2) 閲覧又は複写の求めに係る意見書等の名称又は内容
 - (3) 決定の内容
 - (4) 閲覧又は複写の求めに応じる場合は、一、二 その日時及び場所
- 5 前項第4号の日時及び場所の指定は、一、二 情報公開室長が行うものとする。ただし、一、二 情報公開室長が特に必要があると認めるときは、一、二 審査請求部会の会議に諮ってこれを決する。

(答申の内容の公表)

第7-8条 条例第~~2968~~条の規定による答申の内容の公表は、一、二 福岡市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

附 則

この要領は、一、二 平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、一、二 平成26年10月24日から施行する。

附 則

この要領は、一、二 平成27年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、一、二 平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、一、二 平成30年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月 日から施行する。